

Title	〔民法六〕多額の債務のあることを知らずに継続的賣買取引の途中で買主の保証人となった者の責任範囲 (昭和三四年二月二〇日東京地裁判決)
Sub Title	
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.9 (1959. 9) ,p.61- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590915-0061">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590915-0061</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 〔民法〕 六) 多額の債務のあることを知らずに継続的買買取引の途中で

### 買主の保証人となつた者の責任範囲

昭和三四年二月二〇日東京地裁判決  
昭和三年(ワ)第三七一八號買掛代金請求事件  
判例時報一七九號九頁

【判示事項】 継続的買買取引における保証の類型と保証人の責任  
【参照條文】 民法四四六條、九一條

【事實】 原告Xは靴下類の製造會社。被告Y<sub>1</sub>は小學校時代の舊師Y<sub>2</sub>の同僚Y<sub>3</sub>の紹介によつて、Xと取引關係に入つた。XはY<sub>1</sub>に商品を貸賣りし、Y<sub>1</sub>がこれを一流會社の社員に賣込み、二〇日から三〇日位のうちに代金をXに支拂うという方法で、最初の取引は昭和三年二月一日に行われたが、Y<sub>1</sub>の支拂はとどこおり、同月末頃にはすでに賣掛残金が五・六萬になつた。そこで、Xの要求により、翌三年一月一日、Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>の連署捺印のある「拙者儀貴店の足袋靴下等の仕入代金支拂に關しては全責任を以て之を完済致します。尙左記連名保証人に於ても之を保證し全責任を以て一切の損失を辨償し貴店に對し、何等御迷惑を掛ける様な事は絶対致しません。依つて後日の爲め本證を差入れます」という趣旨の保證書を作成し、Xに差入れた。その當時、Y<sub>1</sub>の債務は七〇數萬圓に達していたが、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>はその多額の既存債務を知らず、また保證書の連署捺印はかなり輕率になされたらしい事實がある。

Xは、右債務の全額について、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>の連帶責任を求めた。これ

にたいし、Y<sub>1</sub>はXの請求を認めたが、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>は保證契約成立後の取引についてのみ保證したにすぎないのだから、それ以前の既存債務については責任はないと抗辯する。

【判旨】 X勝訴。ただし、Y<sub>2</sub>、Y<sub>3</sub>の保證責任は保證契約成立前の債務に及ばない。――

「継続的な買買取引の途中で買主の買掛債務を保證した保証人の責任については、大別して、三つの類型が考えられる。第一は、保證契約成立前の取引をもふくめて全取引について生じた債務を保證するものであり、第二は、保證契約成立前の取引を除外して、いかえれば保證契約成立當時の既存債務はこれを除外し、保證契約後の取引によつて生じた債務のみを保證し、保證契約後の入金は順次、保證契約當時の既存債務の辨済に充當してこれを清算し、しかる後にその殘額によつて保証人の責任を定めようとするものである。第三は、第二の變型であつて、保證契約成立後の取引によつて生じた債務のみを保證し、しかも保證契約後の入金はこれを保證契約成立當時の既存債務の辨済には充當されないものとして、いいかえれば、もつぱら保證契約後における買掛債務額と入金額の差額に

よつて保證人の有無及びその範圍を定めようとするものである。」

「被告 $Y_2$ 、 $Y_3$ の兩名はいずれも小學校の教師であつて、主債務者の $Y_1$ は被告 $Y_2$ の昔の教子であつたというだけで兩者の間にはなんら特別な關係はなく、被告 $Y_3$ に至つては同僚の $Y_2$ から $Y_1$ のことを聞いて、好意的に取引先を紹介してやつたまでのことであつて、被告兩名は、いずれも、原告に對しては勿論のこと、 $Y_1$ に對しても、原告と、 $Y_1$ との本件取引について取て保證債務を負擔してやらなければならぬような關係は全くなく、しかも被告等は、保證當時、 $Y_1$ に七十數萬圓の債務のあることなどは全く知らず、 $Y_1$ の商賣が順調に推移して被告等に迷惑が及ぶようなことはないものと考えて保證したのである。なるほど、被告等が保證の際に $Y_1$ に對して取引内容を詳細に問ひだし、買掛債務の有無を確かめる等の慎重な態度をとらずに、軽々しく $Y_1$ の言葉を信用して安易な氣持で保證書に署名捺印したのは確かに被告等の過失たるを失わないが、こうしたことは世上しばしばあることであるから、これを被告等の重大な過失であるというのは酷に失するだろう。したがつて、保證當時の七十數萬圓の既存債務については、被告等は法律行爲の要素に錯誤があつたものとして其の責任を免かれ得る筋合にあるものということができるだろう。のみならず、被告 $Y_3$ は $Y_1$ の人物保證に重點を置いて保證したものであり、被告 $Y_2$ は、 $Y_1$ とは何の縁故もない $Y_3$ が保證をした以上自分も保證しないわけにはゆくまいという $Y_3$ への義理合上から保證したにすぎないのであつて、こうした心情は小學教師である被告等については十分に諒解のできることである。こうした諸點を

考慮し、ことに七十數萬圓の既存債務については被告等において錯誤を理由としてその責任を免かれ得る筋合のものである點を考えれば、被告等のなした本件保證契約の趣旨を定めるに當つては、契約當時の七十數萬圓の既存債務についてはこれを被告等の保證責任の範圍から除外し、この債務が被告等の責任に影響を及ぼさないように解釋するのが相當であつて、本件保證契約は、ひつきよう前記第三の類型に屬するものとみるのが合理的な解釋であると考へる。したがつて、被告等は保證後の取引にういてのみ保證の責に任ずべきものであるという被告等の抗辯はその理由がある。」

「繼續的な賣買取引の途中で第三者を買主の保證人にしようとする場合に、もし既發生の債務についても保證してもらいたいと思ふならば、保證人にならうとする人に對して既存債務の數額を明告して然る後に諾否の回答を求めるのが相當のことであつて、既に多額の債務のあることなどは全然知らずに保證した者に對して後日に至つてこれを云々してその責任を問うようなことは特別の事情のない限り、信義則に反するものといわなければならぬだろう。もつとも、こうした場合にも保證人が自から調査して殘存債務の有無を確かめて保證するかしないかを自由にきめればよいのであるから、債權者に對して常に前記のような告知義務があるというわけにはゆかない。そのいづれによるべきかは、もとより個々の場合の具體的事情に則してきめる外はないが、保證人がとかく安易な氣持から無條件に保證して悔を後日に殘す事例が多いことや、保證によつて實利を収める者が主として債權者であることなどを考え合せると、債權者の側に告知義務を認めるのを相當とする場合がかなりあるように

思われるのであつて、本件の場合にはまさにその適例である。原告は、前段認定のように、既存の七十數萬圓の債務についても被告等の保證責任を求める趣旨で保證契約を結ぼうとしたのであるから、すべからず被告等に右のような既存債務のあることを告げた上で、

その諾否を求めるべきものであつたのであつて、この點に手ぬかりがあつた以上、被告等に對して右の既存債務についてその責任を問うことは信義則からいつても許されないところであるといわざるを得ない。」

【評釋】 一、本判決が保證責任の範圍として認定した金額は、本件の具體的解決としては、ほぼ妥當なものと思われるが、その理論構成には相當に疑問がある。

本件は、繼續的な賣買取引から生ずる代金債務についての保證で、いわゆる繼續的保證の問題にぞくする。繼續的保證の問題については、すでに西村信雄教授のすぐれた研究『繼續的保證の研究』（昭和二十七年）があるが、これによれば、かかる繼續的保證の特質は、その保證責任の永續性・廣汎性がいちじるしいことにある、とされる（前掲八〇頁以下、一六七頁以下参照）。そこで、保證人の責任がしばしば不當に苛酷になりやすいところから、同教授は、その契約内容の合理的解釋により右の責任を適當な範圍に減縮する必要がある、また保證の利他性から債權者の注意義務をよく要求すべきであり、したがつて保證責任の範圍の具體的認定にあつては、身元保證法の規定（たゞえは、同法五條等）の類推適用によつて當事者間の公平に弾力性をあたえるべきだ、と論じられるわけである（前掲二一七頁以下参照）。

二、ところで、本件においては、繼續的な賣買取引の途中において保證契約がなされた點に特色がある。この場合、保證の對象となるべき債務は繼續的取引の全期間を通じてたえず發生してくるものなから、契約の時期——保證責任の成立時期——と保證責任の範圍との關係をどう解するかが問題となる。このような關係の構成について、本判決は、三つの類型——(1)保證契約成立前の取引をもふくめて全取引について生じた債務を保證する、(2)保證契約成立前の取引から生じた既存債務は一應除外し、契約後の取引から生ずる債務のみを保證するが、契約後の入金は順次に既存債務の辨済に充當して清算

してゆく、(3)もつばら保証契約成立後の取引によつて生ずる債務のみを保證し、契約後の債務額と入金額との差額によつて保證人の責任の存否・範圍を定める——を區別しているが、おそらく、この區別は正當であろう。ただし、判旨は、(1)(2)の類型を原則的なものとし、(3)の類型を(2)の變型というが、分類の定型化としては、むしろ(1)(3)の類型を原則的なものとし、(2)をこれらの中間的なものとみる方が合理的なのではあるまいか。

判旨は、右の三類型をみとめたうえで、本件においては既存債務について $Y_2$ 、 $Y_3$ の錯誤があるから、(3)のケースだと判断している。しかし、 $Y_2$ 、 $Y_3$ の錯誤の存在を指摘することは、(3)のケースだと判断する理由の説明としては、むしろ當らないのではないか。判旨の理論からすると、多額の既存債務がないものと誤信して(1)または(2)のケースともなりうるはずである。(3)のケースになるといふのならば、やはり直接に當事者の意思解釋から基礎づけるのが本當であろう。

のみならず、もし錯誤があるとすれば、保証契約が全部的に無効になるべきで、保證責任の限定という一部無効がどうして生ずるのか、判旨では不明確のようである。さらに、錯誤について $Y_2$ 、 $Y_3$ の過失は考えられないか。判旨では「こうしたことは世上しばしばあることであるから、これを被告等の重大な過失であるというのは酷に失するだろう」とされているが、 $Y_2$ 、 $Y_3$ のような小學校の教師であれば保証の危険性は相當に知っているはずであり、たとえ教え子の依頼を斷わりきれないという教師共通の弱點を考慮に入れても、この判旨の認定は、教師にやや甘すぎるところがあるのではなからうか。

三、契約の趣旨をすなおに解釋した場合、私の理解では、本件はむしろ判旨にいう(1)のケースになるのではないかとと思われる。 $Y_2$ 、 $Y_3$ は、おそらく(1)のケースのつもりで保證書に連署捺印したものであり、ただ既存債務の存否・金額について誤解があつたにすぎないのであろう。一般的にみても、取引開始後一ヵ月ばかりしか経過していないし、 $Y_1$ を $X$ に紹介した當初のいきさつからみても、取引の當初から保證責任を負う意思とみられる。取引の中途である保證書作成の時からのみとするならば、かえつてその旨の特約が必要であらう。

また、保證書の上では、保證責任の限度額も何ら明示されていないから、一應、信義則に反しないかぎり、特別な限度はないものと考えられる。要するに、契約の趣旨からみるかぎりでは、保證人 $Y_2$ 、 $Y_3$ は、一應 $Y_1$ の債務の全額について責任があるようにも解される。

四、ところが、他面、先述のように繼續的保證の特質から、このような場合には債権者たる $X$ の注意義務を考えなければならぬ。たしかに判旨もいうように、既存債務をすべてふくめるつもりなら、 $X$ はそれを明示して $Y_2$ 、 $Y_3$ の承諾を求めるべきであり、また、わずか一ヵ月位の間に債務額が七〇數萬圓におよぶとは、 $Y_1$ の従來の生活事情からみてかなり不合理であり、 $X$ の側に過失があるといわなければならない。そこで、西村教授の指摘されたように、身元保證法の規定の類推適用により、保證責任の具體的認定にあつて、相當な斟酌をすべきこととなる。

判旨は、保證の輕率性や利他性から、右の告知義務をみとめ、そこから信義則によつて $Y_2$ 、 $Y_3$ にたいし $Y_1$ の債務の全額について責任を問うことはできない、としている。この點は適切だと思われるが、しかし、それは單に全額をそのままとめるのは無理だということとなり、保證人の責任が前掲③の類型だという認定の積極的根據にはならない。

というのは、本件では、たまたま契約後の新債務が六萬圓程度だつたからさしつかえないが、もし契約後の債務が數十萬圓にも達していたら、どういふことになるのか。既存債務がもし少額なら本件を③のケースだとする必要もないし、また契約後の債務が多額におよぶ場合ならば③のケースだとしても保證人の責任は苛酷すぎる結果となる。けつきよく、身元保證法の規定の類推により、弾力性をもたせる以外にはないのではあるまいか。

具體的にいえば、 $X$ 、 $Y_1$ の當初の取引は月額三・四〇萬圓位を限度とするということで、 $Y_1$ は $X$ にたいし七萬圓の保證金を差入れているような事情、また $Y_2$ 、 $Y_3$ は $Y_1$ の業態から責任額は五萬圓位と思ひこんでいたらしい事情（もつとも、判旨によれば、この事情は $Y_2$ 、 $Y_3$ の一方的な獨斷であるから抗辯となすに足りないとして排斥されてはいるが、そこに $X$ 、 $Y_1$ 間の取引の常識的な線がみられる

ことも看過することはできないであろう)、その他 $Y_2$ 、 $Y_3$ の職業、 $Y_1$ を紹介し保證した事情などから考えて、 $Y_2$ 、 $Y_3$ の責任額は、おそらく六・七萬圓程度が無理のないところではあるまいか。この金額の點では、判旨と結論的にほぼ一致する。

五、なお、 $X$ 、 $Y_1$ 間の取引額が七〇數萬圓にもおよんだのをみると、むしろ $Y_1$ は、事實上、 $X$ と專屬的な雇傭關係に入つたものとみられなくもない。そうすると、 $X$ 、 $Y_1$ 間の契約關係が變つたこととなり、身元保證法三條二號の適用も考えられる餘地があるろう(先述の錯誤も、さらに、 $Y_1$ の身分・任務についての錯誤とみられるかもしれない)。

(田 中 實)

## 〔刑法 二〕 贓物牙保罪の成立要件と窃盜幫助

昭和三年二月十八日東京高級刑事第一一部判決  
 昭和三年(う)第二一八三號贓物牙保被告事件(破棄自判)  
 高級刑事裁判(特報五卷一二號五一七頁以下、判例時報一八三號三五頁以下)  
 原審長岡簡裁

【判示事項】 物品窃取を決意した者の依頼に應じ、窃取前に該物品の賣却周旋をした者の罪責

【参照條文】 刑法二五六條二項、二三五條、六二條一項

【事實】 原判決によれば「被告人 $Y$ は昭和三年五月一二、三日頃、被告人肩書自宅において、 $X$ の依頼により、 $A$ に杉材の買手を見つけて貰いたい旨依頼し、 $A$ 、 $B$ 等がその翌日 $C$ に $X$ の杉材の話をして、 $C$ がそれを買うことになり、同月一五、一六の兩日にわた

り、 $C$ 、 $X$ の兩名が現場へ杉材の搬出に行つたが、一六日に杉材約一三石二斗を搬出することができ、國鐵 $\beta$ 線 $\gamma$ 驛において、被告人

立會のもとに檢收、引渡を終えた」というのである。原判決は、被告人 $Y$ の右杉材賣却周旋は、本犯 $X$ の窃取行爲(現場から杉材を搬出した行爲)より前であるから、被告人 $Y$ の該行爲は、贓物牙保罪に該當すべき行爲と云うことができず、又、本犯 $X$ の窃取後の $\gamma$ 驛における被告人の行つた「物品の檢收、引渡の立會」のみでは贓物牙保罪を構成すべき「周旋仲介行爲」には當らないとして無罪の言渡をした。

これに對し高裁の事實認定によれば「被告人は昭和三年五月三日頃長野縣の自宅において、 $X$ より、同人が新潟縣 $\alpha$ 町大字 $a$ 地